

家庭的保育者の認定について【令和元年度計画】

○家庭的保育者になるためには
保育士資格をお持ちでない方(無資格者)が、家庭的保育者になるためには、下記の講義と実習が必須となっております。

【平成31年度の研修予定】

※研修の日程等については変更する場合があります

			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	会場	
子育て支援員研修 <small>((福)茨城県社会福祉協議会が実施)</small> 申込先:茨城県社会福祉協議会	第1回	講義						→							県央	
		実習								→	→					-
	第2回	講義								→						県南
		実習									→	→	→			-
	第3回	講義									→					県央
		実習										→	→	→		-
家庭的保育者認定研修 <small>((株)ポピンズが実施)</small> 申込先:(株)ポピンズ	第1回	講義					→								県央	
		実習							→	→	→					-
	第2回	講義									→					県南
		実習											→	→	→	-

○ 家庭的保育事業 起業(意向)者向けセミナー開催(参加任意)

▶ 面研修受講後、市町村からの認定(認可)を受けて、家庭的保育者として事業を始めることができます。

